

報告第5号

平成26年度鳥取県営電気事業会計予算繰越計算書に ついて

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、平成26年度鳥取県営電気事業会計予算繰越計算書を次のとおり本議会に報告する。

平成27年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

平成26年度鳥取県営電気事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入 限度額	説明	
						企業債	建設助成金	その他				
1 資本的支出	1 建設改良費	再生可能エネルギー 発電施設導入促進事業 (横瀬川)	円 305,422,000	円 2,461,921	円 302,959,000	円 259,000,000		円 43,959,000	円 1,079		用地買収について、地権者との調整に不測の日数を要したため。	
		再生可能エネルギー 発電施設導入促進事業 (加谷川)	円 318,173,000	円 4,472,004	円 313,697,000	円 254,000,000		円 59,697,000	円 3,996		当該河川の利用者との補償交渉に不測の日数を要したため。	
		再生可能エネルギー 発電施設導入促進事業 (若松川)	円 254,305,000	円 31,836,636	円 222,467,000	円 167,000,000		円 55,467,000	円 1,364		取水堰計画の変更に伴い地権者との用地交渉に不測の日数を要したため。	
		再生可能エネルギー 発電施設導入促進事業 (私都川)	円 44,400,000	円 9,900,000	円 34,500,000			円 34,500,000				県道事業との調整により業務を追加する必要が生じ、当初予定していた設計業務の発注が遅れたため。
		再生可能エネルギー 発電施設事業化 調査事業(泉谷川)	円 8,800,000		円 8,800,000			円 8,800,000				計測装置の設置に関し関係機関との協議に不測の日数を要したため。
		新幡郷発電所 放流警報装置更新工事	円 75,305,000	円 26,820,000	円 48,485,000	円 37,800,000		円 10,685,000				警報装置の位置変更に伴う関係機関との協議に不測の日数を要したため。
計			円 1,006,405,000	円 75,490,561	円 930,908,000	円 717,800,000		円 213,108,000	円 6,439			

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	建設助成金	その他			
1 電気事業費	1 営業費用	新幡郷発電所 土砂吐ゲート修繕工事	円 59,970,000	円 17,190,000	円 42,780,000	円	円	円	円	円	異常出水により仮設構造物が被災し、その復旧等に不測の日数を要したため。